

指定障害福祉サービス事業者等

旭川市福祉安心部指導監査課長

令和8年度障害福祉サービス等の介護給付費等の
算定に係る体制等に関する届出について（通知）

平素より本市の障害福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の介護給付費及び障害児通所給付費等に係る算定要件を確認する必要があることから、次のとおり体制等届出書等の提出をお願いいたします。

なお、本年度から国の標準様式に変更になっているほか、手続きに要する負担を軽減するために、提出が必要な事業所及び添付書類が大幅に変更になっておりますので、ご注意ください。

1 体制届等提出対象事業所

(1) 令和8年3月末の給付費の算定区分、加算状況から変更がある場合（※）

（※給付費の算定区分、加算状況から**変更がない場合は、一切書類を提出しない**でください。）

(2) 4月1日事業所新規指定や、定員変更等、新たに体制届の提出が必要な場合

(3) 就労継続支援(B型)

(4) 就労継続支援(A型)

2 その他書類提出対象事業所

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

3 提出期限

令和8年4月15日（水） 期日厳守

4 提出書類等

(1) 別紙「令和8年4月提出対象事業所早見表」参照

(2) 提出書類様式 市HPからダウンロード

次のリンク先ページの「4_障害福祉サービス事業等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等」から、各事業所のサービス種別に応じ、必要書類を使用してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/sa-bisu1/p006045.html#4>

5 その他留意事項

(1) 事業者においては、令和8年4月より、ほぼ全ての手続きに関係する様式について国が定める標準様式を使用し届け出ることが必要となりました。ご利用いただく頻度が高い変更届や、勤務形態一覧表を始め、基本報酬や加算等に関する届出様式の大半が変更となっております。今後、届出の際には各事業所において現在使用している旧様式は使用せず、市ホームページから新様式をダウンロードするようにしてください。**今回、提出の対象となっていない事業所についても**、ご注意くださいますようお願いいたします。

(2) 令和8年4月1日からの体制・加算の届出については、留意事項通知第一の1（4）の特例として、4月1日に遡って加算等の算定ができる取扱いとしています。

(3) 給付費の算定要件については、報酬告示や留意事項通知等を必ず確認してください。

（提出先及び連絡先）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎4階
旭川市福祉安心部指導監査課（障がい担当）
電話（0166）26-1111（内線5118、5129）